

第2回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 平成29年7月6日（木）10時00分～11時00分
場 所 吾妻町ふるさと会館 研修室1

第2回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時：平成29年7月6日（木）10時00分～11時00分

2. 開催場所：吾妻町ふるさと会館 研修室1

3. 議題

雲仙市景観計画事業について

- ①景観絵画展（報告）
 - ②雲仙市景観百選フォトコンテスト
- 専門部会の設置について

4. 出席委員（11名）

片岡力、島田英俊、町田義博、児島雄洋、山下禎子、益田秀樹、野口年枝、
多田美知子、池田智恵子、鮫島和夫、中村靖人、

5. 議事内容

以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより第2回雲仙市景観審議会を開催いたします。
それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

【2. 委嘱状交付】

(事務局)

本日は、金澤市長が公務のため出席できませんので、松本建設部長が委嘱状交付を行います。

お名前を読み上げますので、自席でご起立いただき、委嘱状交付後、ご着席ください。

— 委嘱状交付 —

以上で委嘱状の交付を終わります。

【3. 部長挨拶】

(事務局)

続きまして、建設部長 松本 幸雄 がご挨拶申し上げます。

— 部長挨拶 —

【4. 議事】

(事務局)

それでは、議事に入りたいと思います。議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

(会長)

まず始めに、第2回雲仙市景観審議会の成立について確認いたします。

本日の出席者について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者は、委員15名のうち、11名の出席であり、審議会の成立要件は、委員総数15名の2分の1以上の出席であります。

よって、雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

(会長)

次に、議事録の作成についてお諮りしたいと思います。

会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長と議事録署名人1名が署名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

なお、議事録署名人につきましては、原則、委員名簿の順番による会長の指名とさせていただいております。

それでは、議事録を作成することとし、議事録署名人として、今回は、島田英俊委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会議を始めます。

議題の1つ目「雲仙市景観計画事業について」①景観絵画展について、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、景観絵画展につきましては、報告ということでございますので、次に移らせていただきます。

②雲仙市景観百選フォトコンテストについて、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

(事務局)

事業名称につきまして、「雲仙市景観百選（仮称）」とさせていただいておりますが、今後、10年間の事業でございますので、市民皆様の愛着のわくような名称にしたいと考えております。

いくつか事務局で考えておりますが、その他に委員皆様から提案があれば、お願ひいたします。

一事務局案一

- ①雲仙景観百選
- ②雲仙景観 100
- ③雲仙ふるさとの景観 100
- ④雲仙大切にしたい景観 100
- ⑤雲仙未来に残したい景観百選

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが、名称について意見を求めるといいます。何かございませんでしょうか。

(委員)

環境省が「雲仙岳百景」というものを発表しており、「雲仙景観百選」はそれに似ている。

「雲仙未来に残したい景観百選」は、景観を守っていきたいと思わせる名称だと思います。しかし、少し長い気がします。

私は、このどちらかだと思いました。

(委員)

「雲仙ふるさとの景観百選」がいいと思います。

(委員)

雲仙といえば、まず雲仙温泉、雲仙岳をイメージする。「ふるさと」と付けば、雲仙市内をイメージできる。私も「ふるさと」か、漢字で「故郷」か「郷」と一字にするか、「ふるさと」と入ったほうがいいと思う。

百選は、「100」よりも「百選」と漢字にしたほうがいいと思います。

(委員)

私は公募委員に応募する際、雲仙市の景観を未来に残したいという一心でレポートも書かせていただいた。

しかし、「雲仙未来に残したい景観百選」は少し長い気がします。

(委員)

「ふるさと」が入ったほうがやわらかくなる。「未来に残したい」というところから「遺産」。「雲仙ふるさと景観遺産百選」と少し長くなりますが、「遺産」という表現を使ってもいいと思います。

(委 員)

私は「雲仙ふるさとの景観百選」がいいと思いますが、「の」を取って、「雲仙ふるさと景観百選」がいいと思います。

(委 員)

短くてコンパクトな名称のほうが、応募する側も勘違いしなくていいと思うので、コンパクトな名称がいいと思います。

(委 員)

「雲仙ふるさと景観遺産百選」の「ふるさと」を除いて、「雲仙景観遺産百選」。景観遺産となれば、重要な意味合いが出てくるのではないかと思う。

(委 員)

雲仙がすべて漢字ですが、英語で「UNZEN」というのもいいと思います。

(委 員)

「雲仙ふるさと景観遺産百選」の後半を変えて、「雲仙ふるさと景観百遺産」というのもいいと思います。

(会 長)

それでは、多数決をとりたいと思います。委員の皆様は1人2回まで挙手をお願いいたします。

事務局で候補を読み上げていただけますか。

(候補名称を読み上げ、挙手による集計)

「雲仙景観百選」…0票

「雲仙景観100」…0票

「雲仙ふるさと景観百選」…7票

「雲仙大切にしたい景観100」…0票

「雲仙未来に残したい景観百選」…6票

「雲仙ふるさと景観遺産百選」…2票

「雲仙ふるさと景観百遺産」…2票

「雲仙景観遺産百選」…2票

(会 長)

票数の多かった「雲仙ふるさと景観百選」と「雲仙未来に残したい景観百選」の2つに絞って、決定してよろしいでしょうか。

(了承)

それでは、2つの名称のどちらかに挙手をお願いします。

「雲仙ふるさと景観百選」…8票

「雲仙未来に残したい景観百選」…3票

(会長)

名称は「雲仙ふるさと景観百選」に決定しました。

次の協議事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

次に2点目、(3) 応募資格でございますが、応募資格は、「雲仙市内に住所を有するもの」としておりますが、事業目的に「市民が日常風景の中に自慢できる風景を再発見する」としておりますように、市民の雲仙市の景観に対する意識を高めることを目的としているためでございます。

3点目に(9) 応募方法の①応募件数を1人3点までとしていることについてです。

これは、2点目で説明いたしました応募資格を雲仙市民に限定していることから、1人1点では応募作品が少数になる可能性があること、逆に無制限にした場合、応募作品が膨大になる可能性があることを考慮いたしまして、3点までとしました。

最後に、裏面の(11) 注意事項の⑥です。

今回のフォトコンテストでは、誰でも撮影された景観をみることができることを前提に考えておりますので、ドローン等による空撮、船舶等で海上から撮影した作品は対象から除外することとしております。

以上の3点でございますが、もう1点、これは協議事項ではありませんが、(6) 審査方法につきまして、「雲仙市景観審議会において審査会を開催し、入賞作品を決定する」としておりますが、審査方法につきましては、次回第3回の審議会において具体的に協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、委員皆様からの意見をお願いいたします。

(会長)

ただいま、事務局から説明のありました事項、また、その他意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

1年に10作品、10年で100作品という場合、同じ場所を違う場所から撮つたものも対象とするのか。100地点を選ぶのか、同じ対象物を違う時期に撮るのも対象とするのか決めておいたほうがよい。

(委員)

例えば、1人の方が四季を通して3点応募された場合に翌年に応募する場所が減る。自分の町をアピールしたいと思っている人も場所が段々減ってくる。

(委員)

事業目的の1つが、写真を見て雲仙市に行ってみたいと思わせることにある。

2年目以降は、募集する地域を限定するのも1つの方法だと思う。

同じ風景を撮影しても、四季でいろいろな風景があるので、審査の際、過去の入選作品を見ながら審査をする必要がある。

(会長)

1年目はそのまま実施して、2年目以降に作品を選定する際に検討してもよいのではないか。

(委員)

写真を撮影される方たちは、同じ場所でも四季や朝夕の変化も含めて撮影される。審査は過去の入選作品を考慮して選考する必要がある。1年目の応募状況をもとに、2年目以降の応募状況を見ながら方向性を決めてもいいと思う。

(委員)

1地点の春夏秋冬、朝夕といった作品は、「～の四季」といったように、1地点と考えて、作品数としては150、200点となってもいいのではないか。

雲仙市は7町なので、1町に10数点ずつなので、100地点で考えたほうがいいのではないか。

(委員)

雲仙市のすばらしい景観を紹介することに意味がある。百選は100箇所と考えたほうがよい。

(委 員)

作品を見る側の立場なら、同じ場所でも四季の姿は見てみたい。自分の故郷を思って応募されるのだから、7町で多い地域、少ない地域があってもいいと思う。

(委 員)

募集要領に「未発表の作品に限る」となっている。応募した作品が落選した場合、違う時期に同じ場所を撮った作品が応募できないということなるのか。

(事務局)

「未発表の作品」というのは、他のフォトコンテスト等に応募され、入選された作品を応募するのは不可という意味で設定している。

前年度応募され、落選された作品を次年度に再度応募されてもよいと考えている。

(委 員)

百選なので、毎年10作品ずつとして、最終的にはやはり100作品としたほうがよい。毎年、10作品以上を入選させると、審査も難しくなる。

(委 員)

10年間続く事業であり、審査会が1月ということなので、審査方法も10年間の基本となるような案を作ておく必要があるのではないか。

(事務局)

審査方法につきましては、次回第3回の審議会を10月頃に開催を予定しており、そこで具体案を示して、委員皆様の意見をいただきまして、決定したいと考えております。

また、撮影地点の重複した作品の取り扱いなどの意見を本日いただきましたが、本年度は実施要領（案）のとおり実施させていただきまして、次年度以降の応募状況を見ながら再度、協議させていただきたいと思います。

(会 長)

ただいま事務局から説明がありましたように、本年度は事務局案で実施するということでおよろしいでしょうか。

(了承)

ありがとうございます。

(委 員)

応募資格で「雲仙市内に住所を有するもの」となっているが、このような募集を行う場合、勤務地を有するものも含める場合が多い。なぜ、住所を有するものに限定したのか。

(事務局)

委員皆様の同意がいただければ、「雲仙市に勤務地を有するもの」も応募資格に加えてもいいと思います。

(会 長)

委員皆様のご意見はいかがでしょうか。

(異議なしと言う者あり)

それでは、応募資格を「雲仙市内に住所を有するもの又は、雲仙市内に勤務地を有するもの」としたいと思います。

次の議事 専門部会について、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま説明のありました専門部会の設置について、ご意見はございませんでしょうか。

(委 員)

年間に何回開催するかは決まっているのか。

(事務局)

専門部会では、細かい部分の協議をしていただき、その意見を審議会に諮るという流れで考えておりますので、必要に応じて開催したいと考えております。

(会 長)

それでは、専門部会を設置するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしと言う者あり)

【5. その他】

(会長)

続きまして、次第5 その他でございます。

市内景観視察について、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

他にないようでしたら、以上で本日予定しておりました会議は、すべて終了いたしました。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

【6. 閉会】

(事務局)

会長、ありがとうございました。

最後に、次第6 閉会でございます。

堀尾監理課長が閉会のご挨拶を申し上げます。

— 課長挨拶 —

(事務局)

これで、会議を終了いたします。

以上